

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成28年10月～12月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福島県 平成28年(調)第1号事件	事業場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	28.10.4
埼玉県 平成28年(調)第5号事件	農業用井戸からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28.12.9
千葉県 平成28年(調)第1号事件	産業廃棄物処理施設における運用改善等請求事件	28.7.20
東京都 平成28年(調)第3号事件	幼稚園からの煙害防止請求事件	28.12.12
岐阜県 平成28年(調)第1号事件	大規模温室からの騒音被害防止請求事件	28.12.13
静岡県 平成28年(調)第5号事件	小型船舶販売会社等からの騒音被害防止請求事件	28.12.5
静岡県 平成28年(調)第6号事件	揚水ポンプからの騒音被害防止請求事件	28.12.26
大阪府 平成28年(調)第5号事件	車両ドア開閉音等騒音被害防止請求事件	28.11.7
広島県 平成28年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	28.10.17
福岡県 平成28年(調)第1号事件	飲食店からの低周波音被害防止請求事件	28.12.9
熊本県 平成28年(調)第1号事件	マンションからの音楽による低周波音被害防止請求事件	28.12.1

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 平成27年(調) 第1号事件 平成28年(調) 第1号事件 (参加) 平成28年(調) 第2号事件 (参加) [リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件]	群馬県 住民87人 (27-1号事件) 住民1人 (28-1号事件) 住民1人 (28-2号事件)	スーパーマーケット等運営会社	平成27年11月16日受付 (27-1号事件) 平成28年1月25日受付 (28-1号事件) 平成28年4月15日受付 (28-2号事件) 被申請人は、リサイクル工場(堆肥製造工場)を営んでおり、そこから発生する悪臭、大気汚染等により、申請人は、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭、騒音、煙、汚水について、地域住民の迷惑にならないようにすること、②発砲スチロールの減容に伴うガス、臭気の対策を行うこと。	平成28年12月27日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
埼玉県 平成28年(調) 第3号事件 [スーパーマーケットからの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件防止請求事件]	埼玉県 住民4人	スーパーマーケット	平成28年3月2日受付 被申請人が経営するスーパーマーケット(以下、「スーパー」という。)からの騒音・悪臭などにより、申請人は睡眠不足等の肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、経営するスーパーの店舗及び倉庫から、商品の搬出入に係る音、店内放送音、従業員の話し声、空調室外機の運転音、惣菜の揚げ油等の騒音・悪臭などを発生させないよう対策を行うこと。具体的には、①商品の搬出入に用いる台車について、店舗と倉庫との間の通行を制限する、②店舗及び倉庫の出入口には防音扉・二重扉等を設置する、③店舗及び倉庫の壁・天井に吸音材・遮音材を張りつける、④倉庫内での作業時間を制限する、⑤店舗及び倉庫に設置されている空調室外機を店舗南側に移設する、⑥倉庫の東西にある駐輪場を店舗南側に移設する、⑦トラックによる商品の搬入時間を制限する、⑧店舗の調理場の給排気口を店舗南側に移設する、⑨申請人に450万円を支払う、こと等を求める。	平成28年8月31日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[幼稚園からの 騒音防止対策等 請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民2人</p>	<p>学校法人</p>	<p>平成28年2月17日受付</p> <p>申請人らの敷地と被申請人の敷地間に音を遮る壁が無いため幼稚園で発生した騒音が減音することがなく、また、被申請人は騒音低減を申し入れても窓を閉めることさえせず、申請人らは騒音により長い期間にわたり精神的苦痛を受けた。よって、(1)被申請人は、幼稚園建屋及び申請人との敷地間に騒音対策をすること。 ①防音壁を設置すること。防音壁は保育中の窓閉めを確認できるように透明なものにすること、②幼稚園建屋1の西側外壁を減音効果の大きい壁にすること、③幼稚園建屋1の西側は窓開口面積の縮小と二重サッシ化あるいは無窓化すること、④幼稚園建屋1の西側に窓を残す場合は、保育中に窓を閉めること、⑤幼稚園建屋1の南側の窓を二重サッシ化し、保育中は窓を閉めること、⑥幼稚園建屋1、建屋2間の渡り廊下に防音対策をすること、⑦幼稚園建屋2の西側の窓を二重サッシ化し保育中は窓を閉めること、(2)被申請人は49年にわたる騒音に対し慰謝として金438万円を支払うこと、(3)被申請人は幼稚園の園児数、行事などの運営の現状と変化を、申請人へ都度説明すること。</p>	<p>平成28年10月20日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成28年(調) 第2号事件 [卓球場からの騒音・振動被害防止請求事件]	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	平成28年2月18日受付 被申請人は、卓球場を自ら使用しあるいは第三者に使用させて卓球をする際に、人が床を踏む足音によって低音の騒音、振動を発生させており、騒音・振動の測定をしたところ、市条例の規制基準を超えている時間帯が多数あり、申請人は自宅における平穏な生活に支障をきたしている。よって、被申請人は、被申請人が経営する卓球場において、卓球をしている際の騒音振動を市条例の騒音・振動の規制基準未満になるように建物の床、壁を改良する等の改善措置をとること。	平成28年11月4日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
新潟県 平成27年(調) 第1号事件 [スクラップ業者による騒音被害防止等請求事件]	新潟県 住民1人	製鋼・ casting 原料加工 会社	平成27年2月9日受付 申請人は、平成20年頃から、被申請人の工場に設置されているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音等に悩まされるようになった。被申請人への改善要求に対しても十分な措置がとられることはなく、平穏な生活が侵害され続けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場に設置しているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音について、完全な防音対策をとること、②ギロチンシャーから飛来する金属片等の物について、完全な防止対策をとること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。	平成28年10月21日 調停打切り 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福井県 平成28年(調) 第1号事件 [連続立体交差 事業工事による 騒音・振動被害 防止及び損害賠 償請求事件]	福井県 住民2人	福井県(代 表者知事) 鉄道会社	平成28年7月12日受付 申請人らは、被申請人らの行 うC駅付近連続立体交差事業 工事の騒音・振動により通常 の生活を送ることができない ほどの影響を受け、その振動 により境界ブロック塀の損傷 を受け、申請人宅に損傷を受 けるおそれがある。よって、 被申請人らは、①C駅付近連 続立体交差事業工事に伴う騒 音及び振動について使用機械 及び工法を変更し、防音壁を 設置するなどこれを低減する 措置を講じること、②騒音・ 振動の発生する作業時間を短 縮すること、③鉄道運行時の 騒音・振動を低減する措置を 講じること、④申請人Bの所 有する境界ブロック塀の損傷 についての損害賠償金として 金9,630,360円を支払うこと、 ⑤被申請人高架構築物と申請 人宅との間に適切な緩衝空地 を設けること、⑥申請人Aに 対して鉄道及び工事の騒音・ 振動による精神的身体的損害 についての慰謝料として金300 万円を支払うこと。	平成28年12月16日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調 停期日の開催等手続きを進 めたが、合意が成立する見 込みがないと判断し、調停を 打ち切り、本件は終結した。
岐阜県 平成27年(調) 第1号事件 [営農関連施設 からの騒音被害 防止請求事件]	岐阜県 住民2人	農業関連 団体	平成27年6月8日受付 被申請人の運営する農業関連 施設から発生する騒音は、受 忍限度を超えている。被申請 人に対し対策を求めているが、 改善しない。よって、被申請 人は、防音壁を設置するなど の対策をとるとともに、操業 時間を午前9時から午後5時 までとするなど、夜間の騒音 発生を防止するための対策を とること。	平成28年10月27日 調停成立 調停委員会は、6回の調 停期日の開催等手続きを進 めた結果、当事者双方が調 停案を受諾し、本件は終結 した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[大型バス駐車場設置による騒音・振動等のおそれ公害防止等請求事件]</p>	<p>京都府 住民8人</p>	<p>市(代表者 市長)</p>	<p>平成28年4月14日受付</p> <p>大型バス駐車場が設置されれば、大型バスの往来増加や路上駐車、一時停止により、騒音・振動、排気ガスによる大気汚染や悪臭、アイドリングによる低周波音等が増大し、A施設北側の道路に面した住宅街に住む住民への健康被害のおそれがある。よって、A施設北西部分で整備が計画されている大型バスの駐車場は、A施設北側の道路に面した住宅街・児童公園の前ではなく、A施設東側の道路に面したA施設東側に設置すること。</p>	<p>平成28年10月3日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>兵庫県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[コンビニエンスストア駐車場騒音防止対策等請求事件]</p>	<p>兵庫県 住民3人</p>	<p>コンビニエンスストア</p>	<p>平成28年2月29日受付</p> <p>被申請人が経営するコンビニエンスストアの駐車場から発生する騒音等によって、自律神経の失調、精神不安、めまい、頭痛、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①緩衝帯を設けるなどの騒音防止対策を講じ、駐車場から発生する騒音を低減すること、②申請人が設置した防音窓の工事費、健康被害による治療費を含む慰謝料を支払うこと。</p>	<p>平成28年12月13日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>奈良県 平成28年(調) 第3号事件</p> <p>[水道管からの漏水による地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>奈良県 法人代表1人</p>	<p>市(代表者 市長)</p> <p>市水道局 (代表者 管理者)</p>	<p>平成28年6月9日受付</p> <p>被申請人らが申請人所有地の前の道路に埋設した水道管が破裂し、その漏水により、地盤が沈下し道路の一部、道路に併設する白壁及び申請人所有敷地内の斜面が崩落する事故が発生し、事故後、申請人の敷地内の建物の壁の亀裂が広がる等被害が生じており、早急に申請人土地・建物の危険防止策を講じる必要がある。よって、被申請人らは、①物件目録記載の土地及び家屋に対し、崩壊や倒壊等の二次災害が発生しないよう緊急的な処置をすること、②被申請人らが申請人所有地の前の道路に埋設した水道管が破裂し、その漏水により、地盤が沈下し道路の一部、道路に併設する白壁及び申請人所有敷地内の斜面が崩落する事故(以下、本件事故という)により損害を受けた物件目録記載の土地及び家屋の修復並びに土地の地盤改良、不同・不等沈下の永久的な保全をすること、③本件事故による損害の補償として本件土地・建物が修復され、安全に営業が再開できる状態に至るまで一日あたり9万円の金員の支払いをすること。</p>	<p>平成28年11月18日 調停申請却下</p> <p>調停委員会は、本申請は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争」が生じた場合には当たらないことから、法第26条第1項に基づく調停申請として不適法なものというべきであり、かつ、その欠陥は補正することができないものと認められるため、本件申請を却下することとし、本件は終結した。</p>
<p>徳島県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[取水口の設置予定位置の変更による水質汚濁のおそれ公害防止請求事件]</p>	<p>漁業関係団体</p>	<p>国(代表者 農林水産大臣)</p>	<p>平成28年8月24日受付</p> <p>当初予定していた取水口の位置を変更することによる水流、水位、水質等の変化や魚類の取水口への迷入により、魚類の遡上が大きく阻害され、漁業に大きな影響が生じる危険性や、取水口設置による水量、水質等の変化により、多数の魚やカニの生態系に影響が出る可能性がある。よって、被申請人は、①取水口の設置予定位置の変更により、影響を受けると考えられる稚魚及び仔魚に対する適切な環境影響対策を実施すること、②①の環境影響対策が確定するまで工事を中断すること。</p>	<p>平成28年10月13日 調停申請取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
愛媛県 平成28年(調) 第1号事件 [風車建設による低周波音等のおそれ公害防止等請求事件]	愛媛県 住民157人	風力発電会社4社	平成28年6月14日受付 申請人らは、被申請人らが建設を予定している各風車群から、低周波音を含む騒音被害を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①風車が建設された場合の低周波音等の予測内容を、予測手法を含めて明らかにすること、②居住地の年間の気象条件に基づき、尾根から谷部への伝播を考慮した低周波音予測を明らかにすること、③各風車間の低周波音等の共振を含め、その予測を明らかにすること、④上記①から③を明らかにして、被害予測の妥当性及び対策等を協議すること、⑤発電所内への立入調査、低周波音調査等に関する協定を締結すること、⑥上記①から⑤を実行しない場合、風車すべての建設を中止すること。	平成28年12月27日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
高知県 平成28年(調) 第1号事件 [食品加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	高知県 住民1人	缶詰製造会社	平成28年7月4日受付 申請人は、被申請人の操業する工場から発生する騒音により、血圧上昇、耳鳴り、動悸等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①防音壁、吸音壁及び防臭壁等を設置するなどして被申請人の操業する工場から発生する騒音、悪臭を低減させること、②工場の操業時間を9時から17時までとし、夜間、土曜日、日曜日及び休日の操業を行わないこと、③上記①から②の措置を取らない場合、工場を移転すること。	平成28年12月7日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福岡県 平成27年(調) 第1号事件 [幼稚園からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	福岡県 住民1人	学校法人	平成27年12月15日受付 幼稚園からの騒音(園児の声、ピアノの音等)によって、申請人の生活及び歯科医院での診療に影響がでており、また、被申請人が幼稚園の園舎の窓を開けているため、申請人は、いつも住居内が見られているという精神的負担を負っている。よって、被申請人は、①防音壁を設置するなどして、幼稚園からの騒音を低減すること、②申請人に対し、同園からの騒音を低減する目的で申請人が行った防音工事費用151万1,611円を支払うこと、③同園の園舎の窓から申請人方が見えないようにする措置をとること。	平成28年10月6日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成28年10月1日から平成28年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。